

.....

重要事項説明書

じょいふるびわこ

(小規模多機能型居宅介護)

0749-43-5675

.....

目次

1. 事業者	P.1
2. 事業所	P.1
3. 事業所の職員体制	P.1
4. 営業時間	P.2
5. 利用定員	P.2
6. 事業所の概要	P.2
7. 指定小規模多機能型居宅介護サービス及び 指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの内容	P.3,4
8. 利用料金及びその他の費用	P.4~6
9. 苦情申し立て窓口	P.7
10. 緊急時の対応	P.7
11. 協力医療機関	P.7
12. 事故発生時の対応	P.7
13. 衛生管理について	P.7
14. 虐待の防止について	P.7,8
15. 身体拘束について	P.8
16. 個人情報について	P.8,9
17. 提供するサービスの第三者評価の実施状況	P.9
18. その他の留意事項	P.9

指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスについて説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者

法人名	特定非営利活動法人ホームスイートホーム
法人所在地	〒521-1135 滋賀県彦根市新海町 2240 番地
電話番号	0749-29-0318
代表者氏名	山下 林二郎
設立年月日	平成 17 年 4 月 1 日

2. 事業所

事業所名称	じょいふるびわこ
主たる事務所の所在地	〒521-1135 滋賀県彦根市新海町 2240 番地
電話番号	0749-43-5675
管理者氏名	川島 俊彦
設立月日	令和 2 年 9 月 1 日

3. 事業所の職員体制

職種	員数	常勤		非常勤		内容
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			専ら管理の職務に従事する常勤管理者を配置
介護計画作成者	1	1				介護支援専門員（ケアマネージャー）を配置
介護従事者	看護職員	2	1		1	常勤換算で通所利用者が 3 人又はその端数を増す度に 1 人以上配置（原則として看護師又は准看護師 1 名以上配置）
	介護職員	7	2	1	4	
	訪問	(1)				常勤換算で 1 人以上配置
	夜間宿直	(1)				交代勤務者 2 人（うち 1 人は宿直勤務者でも可）以上配置

4. 営業時間

営業日	365日
通いサービス	月～日 10:00～16:00
訪問サービス	月～日 24時間 9:00～18:00 (定期訪問) 夜間は緊急対応
宿泊サービス	月～日 19:30～10:00

5. 利用定員

登録定員	29人
通所サービス定員	18人
宿泊サービス定員	9人

6. 事業所の概要

(1) 構造等

敷地面積		855.13 m ²
建物	構造	鉄骨造2階建て
	1階床面積	249.86 m ²
	2階床面積	74.93 m ²

(2) 居室その他主な設備

居室・設備の種類	室数	備考
ホール	1	
宿泊室	9	可動壁により夫婦で2部屋を1部屋に変更も可能です。 また、終末期には家族様も一緒に宿泊も可能な設備も揃えております。
トイレ	3	内二つが多目的トイレです。
お風呂	2	内一つは機械浴対応です。 基本的に個人浴対応です。
総合事務所	1	
多目的ホール	1	地域交流や異世代間交流ができます。
厨房	1	

7. 指定小規模多機能型居宅介護サービス及び

指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの内容

(1) 概要

種類	内容	
通 い サ ー ビ ス	食事	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供及び食事の介助を行います。 ・食事はホールでとっていただくよう配慮します。心身状況、嗜好、栄養バランスに考慮して作成した献立表に基づいて提供します。 ・調理、配膳等を介護従事者と共に行うこともできます。
	排泄	利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに排泄の自立についても適切な援助を行います。
	入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。 ・介護計画に沿って入浴していただきます。
	生活 リハビリ	利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。
	健康管理	血圧、体温を測定し利用者の健康状態の把握に努めます。
	送迎	利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎を行います。
訪問サービス	利用者の自宅に伺い、食事や排泄等の日常生活の支援を提供します。	
宿泊サービス	事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活の支援を行います。	

(2) 通いサービスの詳細

<ul style="list-style-type: none"> ・食事、服薬、入浴、排泄等の介助 ・日常生活上の支援 ・健康状態の把握 ・口腔ケア ・リハビリ体操 ・生活リハビリ 	<ul style="list-style-type: none"> ・体力づくり、気力づくり ・学習療法 ・余暇活動や趣味活動 ・買い物支援 ・通院介助（緊急時のみ） ・生活に関する相談、助言
--	---

(3) 訪問サービスの支援

提供するサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅内での日常生活圏域（トイレ、浴室、台所、居室等）における掃除、環境整備 ・日用品（食材等）の買い物 ・服薬介助 ・衣服の洗濯 ・排泄介助 ・オムツ交換 ・食事介助 ・整容 ・必要に応じた簡単な調理（手間のかかる調理は除く）
提供できないサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・草むしりや庭木の剪定 ・窓拭き ・ワックスかけ ・大掃除 ・直接利用者の援助に該当しない行為 ・部屋の模様替え
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・独居、もしくは自宅での介護者が障害、疾病を患っている方

サービス提供時間	・ 1日に1時間30分を上限とします。
その他	・ 訪問サービス提供のために必要な備品等（水道光熱費等）は無償で使用させていただきます。 ・ 入浴介助は基本的に通所サービスで提供いたします。

(4) その他、緊急時の対応

介護支援専門員が作成した介護計画に沿って各種サービスを提供いたしますが、何か緊急にサービスを受けたい、対応してほしいという要望も受け付けております。

8. 通所サービス及び宿泊サービス利用時に用意していただくもの
別紙利用案内にて記載します。

9. 利用料金及びその他の費用（関係法令改定により変更になることがあります）

(1) 介護保険給付の対象となるサービスの利用料金（自己負担額）

サービスの種類	利用者の 要介護度	介護保険自己負担額（月額）		
		1割負担	2割負担	3割負担
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	要支援1	3,564円	7,128円	10,692円
	要支援2	7,202円	14,404円	21,606円
小規模多機能型居宅介護	要介護1	10,804円	21,607円	32,410円
	要介護2	15,878円	31,755円	47,632円
	要介護3	23,097円	46,194円	69,291円
	要介護4	25,492円	50,983円	76,474円
	要介護5	28,107円	56,214円	84,321円

- ・ 利用料金は月単位の定額料金になります。
- ・ 利用料は介護保険負担割合証負担（1割・2割・3割）によって変わります。
- ・ 月途中から登録した場合、または月途中で登録を終了した場合は、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を指します。
「登録日」・・・通所、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用した最初の日(利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではありません。)
「登録終了日」・・・利用者が当事業所と利用契約を終了した日。

(2) 小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスでは下記料金が加算されます。

該当	加算の種類	要件	金額等 (円/月)		
			1割負担	2割負担	3割負担
<input checked="" type="checkbox"/>	初期加算	登録日から起算して 30 日以内の期間もしくは退院後の再開	930	1,860	2,790
<input type="checkbox"/>	認知症加算Ⅲ	日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動が認められるため介護を必要とする方(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)	785	1,570	2,355
<input type="checkbox"/>	認知症加算Ⅳ	要介護 2 の方で日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、周囲の者による注意を必要とする方(認知症日常生活自立度Ⅱ)	476	951	1,426
<input type="checkbox"/>	若年性認知症利用者 受入加算 (予防)	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め個別サービスの提供を行った場合	465	930	1,395
<input type="checkbox"/>	若年性認知症利用者 受入加算 (介護)		827	1,653	2,480
<input checked="" type="checkbox"/>	看護職員配置加算 I	常勤の看護師を 1 人以上配置	930	1,860	2,790
<input type="checkbox"/>	看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前 30 日以下の算定。看護師に 24 時間連絡できる体制を確保し対応方針を定め、登録者又は家族等に対し内容を説明し、同意を得る	67	133	199
<input checked="" type="checkbox"/>	総合マネジメント 体制強化加算 I ※	個別サービス計画について介護職員や看護職員等の他職種共同により随時適切に見直しを行い、地域における活動への参加の機会を確保した場合	1,240	2,480	3,719
<input checked="" type="checkbox"/>	訪問体制強化加算※	訪問サービスの提供にあたる常勤職員を 2 名以上配置し、延べ訪問回数が 200 回以上であること	1,033	2,066	3,099
<input checked="" type="checkbox"/>	科学的介護推進体制加算	科学的データに基づく介護情報の提出・活用を行った場合	42	83	124
<input checked="" type="checkbox"/>	サービス提供体制 強化加算 (Ⅲ) ※	介護福祉士が 40%以上配置もしくは、常勤職員 60%以上配置もしくは、勤続 7 年以上の職員 30%以上配置	362	723	1,085

☑	介護職員等処遇 改善加算Ⅱ※	利用料金等加算料金の合算月額に右記を 乗じて得た額が月額料金に加算	単位数×14.6%/月
---	-------------------	--------------------------------------	-------------

※区分支給限度基準額の算定対象外となります。

◎地域区分の単価（6級地 10.33円）を含んでいます。

◎入院加療等で長期にわたってご利用できなくなった場合は、一旦登録を終了される事をお勧めします。
(登録が継続する限り月額料金をお支払いいただくことになります。)

(3) 介護保険の給付対象とならない利用料金

以下の利用料金は全額が利用者の負担となります。

食事代	朝食：400円 昼食：600円 夕食：600円
宿泊費	宿泊サービス1回あたり3,000円
洗濯代	洗濯1回200円
衛生用品	基本的に事業所が用意し、実費を利用料と合わせて請求させていただきます。
事業実施外の送迎費	実施地域を越えた距離に対し15円/km
その他	趣味活動の材料、行事等で別途費用が必要になる場合は事前に連絡いたします。

(4) キャンセルについて

当日にキャンセルできます。当日朝10時以降のキャンセルの場合は食事の準備の都合上、昼食料金のみいただく場合がございます。

10. 苦情申し立て窓口

じょいふるびわこ	電話番号	0749-43-5675
	受付時間	9:00~17:00
	苦情受付担当者	介護支援専門員、主任
	苦情解決責任者	管理者
彦根市高齢福祉推進課	電話番号	0749-24-0828
	受付時間	8:30~17:15
滋賀県国民健康保険団体連合会	電話番号	077-510-6605
	受付時間	9:00~17:00
滋賀県運営適正化委員会 (滋賀県社会福祉協議会あんしんねっと委員会)	電話番号	077-567-4107
	受付時間	9:00~17:00

11. 緊急時の対応

サービス利用中に容体の急変があった場合には、ご家族、代理人、介護者、主治医、協力医療機関、救急(119)に連絡いたします。

1 2. 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

田口診療所	滋賀県彦根市彦富町 905-3	0749-43-6600
たきい歯科	滋賀県彦根市田原町 365-1	0749-43-2400

1 3. 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、代理人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 4. 衛生管理について

当事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備ならびに飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、および衛生上必要な措置を講じることとする。

当事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

1 5. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおりに必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：管理者

(2)成年後見制度の利用を支援します。

(3)苦情解決体制を整備しています。

(4)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

1 6. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることが留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行います。

(1)緊急性

直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2)非代替性

身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3)一時性

利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

17. 個人情報について

当施設では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う事は致しません。

《利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的》

(1)当施設内部での利用目的

- ①当施設が利用者などに提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用に係る等施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退場等の管理
 - ・会計、経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護医療サービスの向上

(2)他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ①当施設が利用者などに提供する介護サービスのうち次のもの
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議など)、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険等に関わる保険会社等への相談又は届出など

《上記以外の利用目的》

(1)施設内部での利用に関わる利用目的

- ①当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持改善の基礎資料
 - ・当施設等において行われる学生等への実習の協力
 - ・当施設に置いて行われる事例研究

②当施設での利用者への名前の呼びかけ

③当施設で行われた行事等の写真の掲示

(2)他施設の事業者等への情報提供に関わる利用目的

当施設の管理運営業務としての外部監査機関への情報提供

18. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有	・	無
実施した直近の年月日	年	月	日
実施した評価機関			
評価機関の開示状況			

19. その他留意事項

(1)サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

(2)事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご使用ください。これに反して破損等が生じた場合は弁償していただく場合があります。

(3)通院は原則、家族様の引率でお願いいたします。

令和 年 月 日

当事業所は小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスについて、本書面に基づいて上記重要事項を説明いたしました。

事業者所在地	滋賀県彦根市新海町 2240 番地
事業者名称	特定非営利活動法人ホームスイートホーム 理事長 山下 林二郎 ⑩
事業所住所	滋賀県彦根市新海町 2240 番地
事業所名称	小規模多機能型居宅介護 じょいふるびわこ
説明者	_____ ⑩

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けました

本人	住所 _____
	氏名 _____ ⑩
家族等	住所 _____
	氏名 _____ ⑩